

i 狩猟免許試験のご案内

令和8年度狩猟免許試験を実施します。鳥獣被害にお困りの農林業の皆さんの受験をお待ちしています。

- ◆**狩猟免許の種類**
- わな猟免許 わなを使用する猟法
 - 第1種銃猟免許 装薬銃を使用する猟法(空気銃を使用する猟法もできます)
 - 第2種銃猟免許 空気銃を使用する猟法

- ◆**日時・会場**
- わな猟 12月19日(土)午前10時～ ふるさと総合センター
 - 第1種および第2種銃猟 12月20日(日)午前10時～ ふるさと総合センター

- ◆**受験料** ①現在、有効な狩猟免許を持っていない方 5,200円 ②一部免除者 3,900円

◆**申請書配布場所**

高知県中山間地域対策課、高知県猟友会、佐賀支所海洋森林課および本庁農業振興課

◆**申請先(方法)**

申請書類は、12月7日(月)までに、高知県猟友会または高知県中山間地域対策課へ提出してください。

- お問い合わせ 高知県中山間地域対策課 ☎088-823-9042 高知県猟友会 ☎088-853-6641
佐賀支所 海洋森林課 林業振興係 ☎55-3115

i 家屋を取り壊したときは「家屋滅失届」の提出をお願いします

住宅や倉庫などの家屋の全部または一部を取り壊したときは、「家屋滅失届」の提出が必要です。取り壊した年の年末までに手続きをしてください。

※固定資産税は、毎年1月1日(「賦課期日」といいます)現在の状況で賦課されます。そのため手続きが終われば、家屋を取り壊した年の翌年度から課税されなくなります。取り壊しを行った年度についてはそのまま課税となりますので、ご了承ください。

1. 登記されている家屋を取り壊した場合

法務局で建物滅失登記の申請をしてください(滅失登記が完了すると法務局から登記された旨が役場に通知されますので、役場での申請は必要ありません)。

滅失登記の申請が12月末日までに間に合わない場合は、役場に家屋滅失届の提出をお願いします。

2. 登記されていない家屋を取り壊した場合

役場に家屋滅失届の申請を行ってください。

役場は、申請を受けた家屋滅失届に基づき住民課資産税係職員が現地確認を行い、翌年度の課税対象から除かせていただきます。

※住宅の滅失の場合、土地の課税にかかる特例が外れ、税額が上がる場合もあります。

○提出・お問い合わせ

本庁 住民課 資産税係 ☎43-2816 佐賀支所 地域住民課 総合窓口第1係 ☎55-3113

i 今年もやります「上川口マルシェ」2026

テーマ「やる気いっぱい上川口マルシェ2026」のもと、地域の皆さんに笑顔を届けるため、子どもたちが力を合わせて準備してきました。ぜひお気軽にお立ち寄りください。

- ◆**日時** 11月28日(土)午前11時～午後1時 ◆**場所** 上川口小学校

○お問い合わせ 上川口小学校 ☎44-1127

● 水道給水工事指定店一覧表

店 名	住 所	電話番号		店 名	住 所	電話番号	
		店 舗	携 帯			店 舗	携 帯
クロスライフサービス	入野1769	43-3075	090-1006-3985	平 野 住 設	伊田2100	44-1513	090-3183-1279
村 越 設 備	入野2117	43-3033	080-3160-0276	大 西 設 備	浮鞭2083-2	31-3277	090-1004-2499
(株) 中 村 住 設	四万十市古津貫3443-1	34-3621	090-3184-1731	吉本水道工務店	下田の0822-174	43-2024	090-3183-8535
野村企画設備	田野浦1593	43-4665	090-8970-5021	拳ノ川住設	拳ノ川224	55-7371	090-3783-7011